

寒河江市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）及び第2期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定。以下「基本計画」という。）に基づき、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより成年後見制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度の利用促進を図るため、基本計画に定める中核機関として寒河江市成年後見センター（以下「中核機関」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法及び基本計画で使用する用語の例による。

(設置及び運営)

第3条 中核機関の設置主体は、寒河江市（以下「市」という。）とする。

2 中核機関に関する庶務は、健康増進課及び福祉国保課において処理する。

(業務の内容)

第4条 中核機関は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 成年後見制度の広報及び啓発に関すること。
- (2) 成年後見制度に関する相談に関すること。
- (3) 成年後見制度に関する利用支援に関すること。
- (4) 成年後見人等の支援に関すること。
- (5) 基本計画に定める地域連携ネットワークの構築に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用促進に必要な業務

2 市長は、中核機関の業務の全部又は一部を、適切、公正、中立かつ効果的に

実施することができる団体に委託することができる。

3 前項の規定により委託を受けた者は、市と協議の上、事業実施要領等を定め、又は市長の指示を受けて効果的かつ円滑な事業の実施を図るものとする。

(対象者)

第5条 中核機関の支援の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 財産の管理又は日常生活等に支障がある者で、市に在住又は住所地特例等により市が支援する者
- (2) 前号に掲げる者の親族又は支援関係者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中核機関での支援が必要なものとして市長が特に認める者

(記録及び実績報告)

第6条 第4条第2項の規定により業務の全部又は一部の委託を受けた者は、業務の実施に当たって、書面又は電磁的記録により業務を記録し、市長の求めに応じて業務の実績を報告しなければならない。

(秘密保持)

第7条 中核機関の業務に従事する者は、正当な理由なしに、その業務で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、中核機関の事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。